

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 2 月 21 日

株式会社小林洋行

フジトミ証券株式会社

2022年2月21日

株式交換に関する事後開示書類

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
株式会社小林洋行
代表取締役社長 細金 成光

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
フジトミ証券株式会社
代表取締役社長 細金 英光

株式会社小林洋行（以下「小林洋行」といいます。）及びフジトミ証券株式会社（以下「フジトミ証券」といいます。）は、2021年10月27日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年2月21日を効力発生日として、小林洋行を株式交換完全親会社とし、フジトミ証券を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年2月21日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったフジトミ証券の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

フジトミ証券は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年1月28日付で、本株式交換を旨、株式交換完全親会社である小林洋行の商号及び住所、並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったフジトミ証券の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った小林洋行の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過
小林洋行は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 1 月 28 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるフジトミ証券の商号及び住所、並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った小林洋行の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により小林洋行に移転したフジトミ証券の株式の数は、本株式交換により小林洋行がフジトミ証券の発行済株式の全部（ただし、小林洋行が保有するフジトミ証券の株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のフジトミ証券の発行済株式総数から小林洋行が保有するフジトミ証券の株式の数を除外した 3,071,410 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.(5)記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 小林洋行は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2022 年 1 月 19 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) フジトミ証券は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 1 月 19 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 小林洋行は、本株式交換に際して、基準時におけるフジトミ証券の株主（ただし、後記(5)に記載のフジトミ証券の自己株式が消却された後の株主をいい、小林洋行を除きます。）に対し、その保有するフジトミ証券の普通株式 1 株につき小林洋行の普通株式 0.98 株の割合をもって、小林洋行の普通株式を割当交付いたしました。なお、小林洋行が割当交付した小林洋行の普通株式の合計は 3,009,981 株であり、このうち 550,246 株を小林洋行が保有する自己株式により充当しております。

(4) 本株式交換により増加した小林洋行の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金の額
0円
- ② 資本準備金の額
会社計算規則第39条の規定に従い、小林洋行が別途適当に定める額
- ③ 利益準備金の額
0円

(5) フジトミ証券は、2022年1月27日開催の取締役会の決議に基づき、基準時においてフジトミ証券が保有していた自己株式235,390株の全部を、基準時において消却いたしました。

(6) フジトミ証券の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）において2022年2月17日付で上場廃止となりました。

以 上